

「柳崎しらゆりの家」を視察しました

4月10日(金)に川口市議団4人は山崎すなお県議と共に「柳崎しらゆりの家」に視察に行きました。障害者短期入居施設である「柳崎しらゆりの家」は医療的ケアを必要とするかた、身体障害だけでなく、知的も精神も全ての障害を持った方が安心して過ごせる“もうひとつの家”を目指して専門職がチームでサポートする施設です。川口市が建物を作り、指定管理者である社会福祉法人のひふみ会が運営を担います。今年2月にオープンする予定でしたが現在安全のための手直し中で利用者さんはまだ居ない状態で、スタッフさん達が会議や練習をしていました。

建物は鉄骨造地上2階建てであり延床面積1349.48㎡です。中は落ち着く木を基調としおり、カーテンは明るい緑色で爽やかさや清潔感を感じました。



男性が1階で女性が2階でそれぞれ個室が10個あり、1個は予備として19人が受け入れ可能です。連泊も可能ですが基本的に毎日利用者が入れ替わる想定で午前中に送り出し、午後にお迎えをします。送迎用にハイエースが2台あり、車椅子の乗車も可能です。食事は施設内で作ります。それぞれの利用者の食べられる状態で提供するために専門の業者に委託するそうです。お風呂は、浴室にヒーターが備えられており脱衣所から浴室までの温度差がないようになっています。寝たきりの方も入れるように風呂用ベッドとリフトがありました。洗濯機は家庭用が2台あり、更に1台、特に汚れたものを洗える特別な洗濯機もありました。シーツ等大きいものは業者と契約して早さと清潔を保ちます。個室は8畳ほどの広さで明るく、机やTVも置いています。基本的に木製のベッドですが電動モーター付きのベッドもあります。大勢で使える居間・食堂もあります。車椅子の移動を考慮して段差が無く、廊下が広いです。階段もエレベーターもあります。様々な配慮がされており、安心して過ごせるように作られています。市内にこのような施設ができたことは心強く、嬉しいことです。

2026年4月19日 No.1833

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>



新川口

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

乳幼児健康診査に5歳児健康診査(申込制)も 令和8年6月から始まります

川口市では、子どもの発育発達を明らかにし、疾病や異常を早期に発見することで適切な指導につなげるため、各種健診等を実施しています。3・4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、1歳6か月児歯科健診・フッ素化物塗布、3歳児検診に加え、令和8年6月より、5歳児健診を開始します。この時期に「にがて」な部分(落ち着いてお話が聞けない、友達と一緒に行動することが苦手、感情のコントロールが難しいなど)を早めに発見し、「にがて」に対処する方法を考え、安心して小学校生活を迎えられるようお手伝いするための健康健診です。お子さんへの支援を、医師や保健師など多職種のスタッフと一緒に考えていきます。誕生月に送付される「発達に関するチェックリスト」を記入し、受診を希望する方は申し込みが必要です。

●5歳児健康診査は申込制です

受診対象／令和3年4月2日以降にお生まれのかた

健康診査の内容／問診、身体計測、内科診察、個別相談(保健、育児、栄養、心理、就学、発達等)

【申込から受診までの流れ】

5歳のお誕生月に個人通知が届きます。発達の目安が分かる「5歳児チェックリスト」を実施。「5歳児チェックリスト」を実施後、受診を希望されるかたは、個人通知の申込フォーム(二次元コード)よりお申し込みください。お申し込みされたかたには市の担当者より確認の連絡あり。来場日時を記載した案内通知と問診票が届きます。問診票をご記入し、母子健康手を持参し会場へ。

●3・4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、1歳6か月児歯科健診・フッ素化物塗布は個別健診(市内委託医療機関)です

受診対象／該当の方に通知と受診券が届きます。転入した方など、受診券がない場合は健康増進課へご相談ください。受診券がないと受けられません。

●3歳児健診は集団検診です

川口市では、多くの専門スタッフでお子さんの心身の成長を確認し、様々な相談に対応するため、集団健診(月に5回)を実施しています。

【お問合せ先】 健康増進課健診係(電話:048-256-1135)

闘ってこそ道を拓くことができる

第97回 川口地区メーデー

日時:5月1日(金)9時30分開場 10時開会 会場:川口西公園

そもそもメーデーとは?

メーデーは、1886年5月1日、アメリカの労働組合が八時間労働制を要求してストライキ・デモ行進を行ったことが起源です。当時は12~14時間労働が当たり前でした。このため、アメリカの労働者は「第1の8時間は仕事のために、第2の8時間は休息のために、そして残りの8時間は、おれたちの好きなことのために」という「8時間労働の歌」を歌いながらたたかい、8時間労働制をかちとりました。

しかし、運動の中心地だったシカゴでは5月4日、ヘイマーケット広場に集まったストライキ参加者を武装警官が襲い、多数の死傷者が出たのをきっかけに、資本家側は8時間労働の約束をほごにします。

そこで、労働者側は、ふたたびゼネストでたたかうことを決め、世界に共同行動を呼びかけます。これにこたえて、労働組合・社会主義運動の国際組織だった第2インターナショナルは89年7月の創立大会で、この日を「法律で8時間労働日を決めるよう要求する国際デモンストレーションの日とする」と決定。翌90年に各国で第1回メーデーが実施されます。

日本では、1920年5月2日(日曜日)、上野公園で5千人が参加したのが最初です。集会では「(ストライキ等を弾圧した)治安警察法17条撤廃、失業の防止、最低賃金制の確立」を決議。8時間労働制、東京市電争議支援、シベリア即時撤兵の動議を可決しています。

その後、戦前のメーデーは1935年の第16回まで各地でとりくまれましたが、3年の2・26事件で戒厳令が敷かれたのを機に禁止されました。

戦後は、45年の第17回メーデーから復活。東京では“人民広場”とよばれた皇居前広場に約50万人が集まり、「民主人民政府の即時樹立」「食える賃金を」などを決議しました。

皇居前広場のメーデー使用は、サンフランシスコ講和条約発効直後の52年の「血のメーデー」事件後、占領軍指示で使用禁止とされ、東京地裁は違法としますが、政府が控訴し、禁止に固執したため、会場はその後、明治神宮外苑に移されるなどの経緯があります。